

水戸家庭裁判所委員会（第35回）議事概要

- 1 開催日時 令和2年11月9日（月）午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所 水戸家庭裁判所大会議室
- 3 出席者（委員）

有馬直美，大瀧真砂子，大谷恭久，大津辰夫，長田佳世，小林正典，五來雄二，薮孝二，柴田敦，東海林保，住友隆行，幅昌子，丸山広人，森田冴子（五十音順 敬称略）

（事務局等）

首席家庭裁判所調査官 千村隆，首席書記官 井手本明，次席家庭裁判所調査官 重松貴子，次席書記官 安藤慎一，事務局次長 植木佳恵，訟廷管理官 大倉勝良，総務課長 立花好教，課長補佐 竹田博賢

- 4 議事（本日のテーマ「水戸家庭裁判所における新型コロナウイルス感染症への対応について」）

(1) 委員交代の報告（有馬委員，岩見委員（欠席），薮委員，柴田委員，住友委員，幅委員）

(2) 水戸家庭裁判所委員会（第33回）のフィードバック

(3) 裁判所からの説明

新型コロナウイルス感染症への水戸家庭裁判所の対応について説明が行われた。

(4) 質疑応答・意見交換

別紙第1のとおり

(別紙第1)

《テーマに関する質疑応答・意見交換の概要》

(ウェブサイト掲載時：■委員長，○委員，●委員（裁判所所属），△裁判所側の説明者)

■ これから皆さんと意見交換させていただきたいと思っています。意見交換したいことは大きく二つありまして、一つはスライドで御紹介した緊急事態宣言前後の取組について、皆さんから御意見、御感想、御質問を伺いたいと思っています。もう一つは、今後また同じような事態となったときに、裁判所はどういうスタンスで対応すべきかについて、皆様の御意見を伺えればと思っています。

なお、裁判所の取組について御意見、御感想、御質問を頂く際には、皆様が属しておられる機関や組織において、これまで感染症対策をされておられたと思いますが、ここで御紹介いただける取組がありましたら、ぜひ御紹介いただきたいと思います。

それではまず、病院における取組を御紹介いただきますとともに、裁判所の御紹介した取組について御感想なり御意見がございましたらよろしくお願いしたいと思います。

○ 病院は所々で院内感染が発生し、大変なところがありますので、どの病院も神経質に色々な取組をしています。まず一番は、外部の出入りを必要最低限にするということです。例えば、私共のところで言いますと、入院患者への面会を制限するとか、お産関係であれば分娩のときの家族の立会いを制限したり、外来にいらっしゃったときに待合室や診察室に入るのを御本人だけにするとか、なるべく外部の人を入れない方法が一つです。病院の入口も本当は4，5か所ありますが、日中は2か所、夜間は1か所

に限って、そこに、空港などにあるような非接触型体温計と、マスクをしていない人をチェックして着用を促す装置を取り入れて、外部からのウィルスの持ち込みがないようにしています。また、その時熱がなくても調子が悪い方もいらっしゃいますので、病院にいらっしゃる時、入院するときにはチェック項目を決めて体調をお聞きし、チェック項目に当てはまる時にはスタッフから医師に相談するようにし、心配な人になるべく中に入れないようにしています。病院内部での感染対策としては、病院でするので体調が悪い方もいらっしゃいますので、お互い濃厚接触にならないようにしています。たとえ相手が感染者であっても、お互いマスクを着用していて、ある程度短い時間であれば濃厚接触者には当たらないという学会の基準に基づいて、患者さんはマスク、医師はマスクとフェイスガードを着用するといった基準を決めて対応しています。もちろん、手洗い、アルコール消毒はきちんとしています。

裁判所を見ますと、窓口は市役所と同じようにどういった方が来るか分からないということがあると思いますが、例えば、調停に来る方は体調を確認したりとか、先ほど事前に濃厚接触者かもしれないという話があったということでしたけれど、逆に言わない人もいるかもしれないので、それはきちんと聞いていただいた方がよいかもしれません。茨城県の感染発生状況を見ると、だいたい誰かの濃厚接触者であることが多いので、濃厚接触者に当たらないかということも確認しておいた方がよい項目かもしれません。裁判所内部の感染対策を見せていただいた分では、難しいかもしれませんが、各部屋に入るところでアルコール消毒ができるようにしていただく方がよいかもしれません。それから、感染症対策に関して、先ほど、パーテーションなどを「消毒ができるのですか。」と聞いたのですが、結局感染症で何が心配かという点、たぶんエアロゾルが心配されるかと思っています。そこにパーテーション等があるということは、もし感染者がいた

としたら、そこにウィルスがくっついているかもしれないということになるので、消毒しないでそのままずっと置いておくということはどうなのかなと思います。ほとんどの方は内部にいただけでは感染者にならないのでたぶん大丈夫であるとして、パーテーションを置くことで「対策をしていますよ」感を出したいということであればそれはそれで意味があると思うのですが、本来は、ある程度離れた場所にて、換気もきちんとしている状況で、お互いマスクをしていて、体調が悪い人もいないという前提でやるのであれば、ずっと置きっ放しのパーテーションとか、吊しっ放しの同じビニールカーテンをしなくてもいいのかなと思いました。私たちも外来でお話しするときには、自分たちがマスクをすとか、また、咳をする人だったら、狭い部屋で換気が悪いところだったら分けたりすることもあるのですが、通常はビニールみたいなものはしていません。裁判所も相手が分かっている、体調が悪い人がいないという前提でやっていくのでしたら、拭き掃除がちゃんとできないものは余り置かない方がもしかしたら良いのかなと思いました。以上です。

■ 貴重な御意見ありがとうございました。続きまして、感染症ということになりますと老人ホームとか、御高齢の方に対応する所は大変だったと思います。そのあたりいかがでしょうか。

○ 私共も今年、コロナウィルス対策として最初は本当に何をしたらよいか分からなかったのですが、今は職員の出社退社の時に必ず体温を測るということをしています。というのは、私共のような施設では、ウィルスを持ち込むなら職員ということになりますので、職員の行動管理と言いますか、余り変な所に行かないようにという部分も含めて指導しているところです。あと、面会の方もいらっしゃるのですが、去年のインフルエンザのと

きから重なっているのです、しばらく面会を禁止ということにさせていただいていました。しかし、さすがにそろそろ面会させないというわけにもいかないということで、東京に御家族が通っていないとか色々な条件は付けているのですが、部屋に行くのではなく、面会室みたいなところで、先ほどのようなパーテーションを付けて面会を一部行っているという状況になっております。実を申しますと、私共の会長の施設でコロナ感染が発生してしまいまして、6月の後半頃、まだ全然対応が確立していないときだったので、本当に会長は大変だったのですが、そういう経験を生かしてテレビのニュースに会長が出て、こういうふうにしてくださいということで随分お願いしたところ、施設内で発生した場合は、保健所においても、濃厚接触者の切り分けについて、ある程度のところは濃厚接触者ということで職員も含めてやってくれる、もしくは迅速にPCR検査をするというふうに今はだいぶ変わってきたので、私共もだいぶ一時よりは安心しているというところでございます。

また、裁判所のコロナウィルスの対策ということで、今日色々とお話をいただきまして、やはりどうしても人と人との話合いというか、調停を含めてそういう場でございますので、色々お氣を使われているのだなと思っておりますが、やはり今のところこのくらいしかできることはないのかなと思います。ただ、今回の場合は毒性が多少強いとはいえ、今のところ2%位の死亡率ということでございますが、もっとすごいのが来た場合はこれでいいのかなと心配しているところでございますが、今回のコロナウィルスに対してはこんなところかなとお見受けさせていただいております。先ほどお話しするのが抜けていましたけれど、面会に関しては、施設によっては、モニターやタブレット端末のようなものでやっているというところもございます。今後どうなるか分かりませんが、ITを使った方向になるのかなと思いますが、試行錯誤しながら日々送っております。

■ 貴重な御意見ありがとうございました。続きまして、多くのお客の受付、相談をされる銀行の方の御対応をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○ 銀行は、不特定多数のお客様と接触する、それと並行して、地域経済を止めてはいけないという社会的インフラとしての要請がございますので、銀行がクラスターの発生源になってはいけない、それと銀行職員が感染することによって業務を止めてはいけない、そういうこともあって、結構早い段階から、具体的には2月に非常事態総合対策本部を立ち上げて各種対策を取ってきました。4月7日に緊急事態宣言が出されたときは、すぐに営業店の行員をスプリット営業体制、具体的には中の職員を二つの班に分けて、一方を在宅待機、在宅勤務という形にして交替制勤務としてその二つの班が交わらないようにする、本部もスプリットオペレーションという形で、在宅もしくはロケーション的に別な場所に半分を移すというような形で、一定のところに集中的に感染者が発生しないような対策等を探ってきました。結果的には、当行も1名の感染者が営業店で出ましたが、特に広がることもなく大事には至らなかったことは不幸中の幸いでした。それから、たまたま、今年、銀行内の業務で使っているパソコンをかなりの台数交換する予定があったのですが、その入れ替えに合わせ、モバイルPCの形でLP回線で外から使える形にしようということを元々計画していました。それがこういう状態になったので、当初は今年の後半に入れ替える予定だったのを、急遽前倒しで入れ替えて、在宅勤務でのスプリットオペレーションに非常に有効であったと、要は自宅から行内システムにセキュアな形で接続できるということが前倒しで実現できてそれでかなり救われたところがあります。あと、お客様に対しては、当然、銀行ですからお客様が窓口にやってきます。そこで、かなりお客様には御不便をお掛け

する形になったのですが、3密を避けなければならないということから、窓口の窓の数を減らしました。例えば、カウンターに三つ窓口があったとすれば、中一つを閉じて二つに制限する。そうすると、当然ながらお客様がお待ちになる確率が高くなりますが、ロビーに人があふれてはまずいので、当然ロビーに置いてある椅子を間引いたり、そもそも入店制限をさせていただきました。ロビー内が密にならないように行員がロビーに立って入店を待っていただく、場合によって列を作って並んでいただく、それも当然ある程度のフィジカルディスタンスを保った状態でお待ちいただくような形を取りました。やはりメディアでも報道されていましたが、休みになって色々片付けをしていたら古い通帳が見付かったから来たとか、要は不要不急の目的で来店されることがないように、来店しなくてもできる取引がこんなにたくさんあるということをお客様にお知らせしました。例えば住所変更は電話で受けています、振り込みはインターネットバンキングで簡単にできます、口座開設とか残高を確認するとか、あるいは税金納付もいろんな各種アプリが用意されています、そういったものをどんどん使ってください、という形でホームページであったり、あるいはポスター、あとはATMで取引をしていただいたときに出る画面、あとは各種アプリでのお知らせであったり、そういったところでいろいろとメッセージは伝えたつもりです。ただやはりお客様への周知というのが難しく、銀行ができる限りいろんな媒体、チャンネルを使って広報したとしても、御覧になって御理解いただけるお客様はほんの一部である、とうことはすごく実感しました。今でもまだ非常事態総合対策本部は解除しておらず、一部の店では昼休業を継続しています。やはりスプリットオペレーションをやっていると行員の数が少なくなりますので、行員が昼休憩を取れないという問題もあって昼休業を継続させていただいているお店もありますので、まだまだ予断を許さない状態ではあると銀行としては認識しております。

裁判所の対策については、基本的にはパーテーションであったりとか、いろんなところ、外の人と接するところはだいたい同じような対策を採っているというように感じました。ただ、先ほど1階の受付のところに行ったときに、中でお仕事をされている職員の方の職務環境は余り普段と変わっていないのかなとちょっと感じました。銀行では机が対面の場合は真ん中にもパーテーションを置くとか、あるいは先ほど申し上げたロケーションを分けたスプリットオペレーションの形で人を間引くという形を取っているのですが、そういったところがちょっと見えなかったなという気がしました。

■ 貴重な御意見ありがとうございます。ちなみに今の御指摘の点につきましては、全国的に言いますとある裁判所では、いまおっしゃったように机が向かい合わせになっていますので、間に段ボールパーテーションなどを置いているところもございます。ただ、例えば電話や設備機器の問題でなかなかパーテーションを置くことができないということもございまして、現在、当裁判所でもどうするか、それを導入するかどうかを検討しているということでございます。次に、コロナの関係では大学も大変だったのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○ 今の銀行のお話を伺っていて、不特定多数の方がいらっしゃるところは本当大変だなと思いました。大学は学生が多いということである程度特定できるということがありますので、対策としては、前期、4月から9月は丸々大学に来てはいけないということで封鎖して、一人もたぶん学生は構内に入っていません。そういう状況で、授業だけはオンライン授業をするという形で授業をやりましたが、去年の授業の評価と今年の授業の評価では今年の方が良かったという、オンラインの方が良いのかという悲しい現

実が見えたりしました。コロナの対策という意味で学生たちは大学に来られないということで、まだ1年生は、顔と名前が一致しないという学生たちも非常にたくさんいると思います。教育学部は、教育実習というのを毎年必ずやるのですが、これも全部中止ということになり、やっとこれから始まっているというところではありますが、また感染が拡大しているということでなかなか難しい状況になってきています。後期の10月からの授業では、やはりほとんどの授業がオンライン授業でやっておりますが、実験系などどうしても授業をやらなくちゃいけない、対面で教えなくちゃいけない授業は、教室の定員の半分、あるいは3分の1までだったら教室に入ってもいいよと、その代わり密は避けなさい、という形で授業をやっています。学生が構内に入るときには学部長の許可を得るというような形でかなり管理されていますが、ただ学生は大学の外で何をやっているのかというとその管理までは全くできません。今いろいろな大学で10月から授業が始まって、対面で授業をやっていると部活動が再開していると、やはり学生というのは感染するんだと、あちこちで感染していますし、やはり若者が感染を広げるという話もありましたので、引き続き管理をしっかりしていかななくてはならないということは我々もよく話で聞かされております。

大学も学生がほとんど来ないということもありますが、事務と教員が話すときは一応パーテーションで区切られているとか、アルコール消毒などもやっております。だから裁判所と大学の取組としては変わらないなと感じておりまして、事務室の方は、机の間に仕切りがないとか、おそらく電話の関係とか、先ほど委員長がおっしゃったことだと思いますが、その点も取組としては似ているなと感じました。大学の方は、それほどコロナが出たと言う話はなく、学生に何人か実は出ているようですが、その程度で収まっているというような形で今のところ対策は進んでおります。

■ 貴重な御意見ありがとうございました。それでは新聞社の方から見て、裁判所の対策はどのように映ったのか、あわせて、紹介いただける取組がございましたら是非お願いいたします。

○ 先ほど御説明を受け、実際に調停室などを拝見しましたが、基本的なことは弊社も同じでして、3月30日に社長が本部長となった新型コロナウイルス対策本部というのを立ち上げて、やはりマスクの着用や手洗い、消毒の徹底とか、3密を回避するためのテレワークや、時差出勤などそういった基本的なことの徹底ということを周知して全社的に取り組み、基本的なことを疎かにしないという対策をとりました。ただ、私共編集局の方は、人とやはり直接お会いして話を伺うというのが基本的なスタンスですので、特に記者には適当な距離を取って飛沫の対策等も徹底するようにというような指示をしまして、それと自宅と取材先の直行直帰というようなものを取り入れた勤務の実施を行ってまいりました。それと余り知られていないかと思うのですが、私共、新聞の編集を担当する内勤の記者という者がかなりの人数おりまして、原則1ページに一人毎日勤務しておるのですが、ローテーション勤務なので、もし感染者が出た場合に濃厚接触者が連鎖的に発生してしまうと、外勤の記者よりも内勤の記者にそういうことが起きた場合に大変影響が大きいということが懸念されましたので、記者を完全にグループ分けしまして、作業スペースも会議室をつぶして分散させたりして、相互に接触する時間を短縮して業務を行うというような対策を取りました。それから、机とキーボードなど共有する部分があるので、その消毒の徹底というこれも基本的なことですが、そういった対策も採って報道の使命を果たさなければいけないということで、その辺、かなり緊張して、その態勢を当然として今も採っています。

1点、裁判所の方にお伺いしたいのは、先ほど書記官の方から電話会議

システムの活用ということで説明があったのですが、これは具体的にどういう事案があったのか、もし差し支えなければ、件数的なものはどのくらい活用されたのか、もし分ければ教えていただければと思います。

△ 電話会議システムは三者通話が可能なものになっていまして、裁判所と代理人事務所であるとか、当事者のいるところとをつないで調停を行うものです。一方が出頭している場合もありますし、双方遠隔地にいるという場合もあります。現在、今までよりは使える要件を緩和して、柔軟にいろいろなケースで使っていこうと検討しているところであります。具体的な件数については、統計をとっていないので何とも言えないのですが、そんなに珍しいものではなく、週に幾つか入るぐらいの件数は活用していると思います。電話会議を使用できるケースとしては、法律上一応要件がありますが、遠隔地に居住する当事者の方であるとか代理人の方であるとかが希望してやる場合もありますし、事案によっては、直接出頭することが難しい等の理由のある当事者の方がいれば、こちらからこういう機械をつかって調停を行うのはどうですかというお話をする場合もあります。

○ ありがとうございます。参考になりました。どうもありがとうございます。

■ ありがとうございます。今の点を補足いたしますと、本来調停というのは対面で行うべきところ、電話会議システムの利用も法律上できるようになっています。代理人が付いていれば問題はないのですが、そうではない本人のみの調停の場合というのは、電話の相手が本当に本人なのかどうかという確認の問題もありますし、それから本来調停というのは非公開であるところ、電話だと他に誰がいるか分からないということもありますし、

それから録音されるのではないかという問題もございまして、従前は基本的には代理人が付いているか、もしくは御本人の場合は、最寄りの裁判所に御出頭いただいて、そこで本人を確認した上でやっていたところですが、コロナの関係で3密を避けるために有効活用しようということで、一定の要件を満たせば、御本人がスマートフォンを使って、場合によっては御自宅等でできるように少し要件を緩和していこうという動きになっており、当庁でもそのための運用要領を作って、運用しているところではあります。

ありがとうございました。まだまだ皆さんのお話しをお伺いしたいところなのですが、残念ながら時間がなくなりましたので、この際、他の皆様で、先ほど御説明しました裁判所の対応についての御意見御質問がありましたら、是非よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

○ 今回、こういう感染症というのが初めてだったので、全ての期日が取消しになったり延期になったりというのは仕方がないのかもしれないのですが、また今後冬になって、同じような状態になったときに、当事者がそれ程大量に来るわけでもない訴訟の方はそんなに全部取り消さず、もう少しやっていただいてもいいのかなとは思いました。調停はちょっと人が多くなるので3密を避けるという点で無理もないのかなとは思いますが、訴訟はもう少しやっていただけると弁護士としては助かるかなと思います。お願いします。

■ ありがとうございます。今の御意見を踏まえまして、今後同じようなことになったときに裁判所はどうすべきか、ということについての御意見を是非いただきたいと思います。今、弁護士委員の方から、家庭裁判所というのは大きく分けると家事関係は調停、そのほかに審判手続というものもあります。これは別表第一、第二に分かれていまして、第一というのはど

ちらかというと、当事者が申し立てたものに対して、基本的には余り面接などをせずに書面審理で行うものですが、別表第二事件というのは、例えば子の監護に関する調停事件が不成立になったら、審判手続に移行するというようなもの、あるいは遺産分割の調停が不成立になったら遺産分割の審判をするという形のものがございます。もう一つは人事訴訟、例えば離婚裁判などが主なのですが、こういうものについては、普通の民事訴訟と変わらない手続になっております。今の委員の御発言は、どちらかというと人事訴訟の期日は取り消さなくてもよいのではないかという御意見でしょうか。

○ はい。

■ 家事審判についてはいかがでしょうか。

○ 審判もそんなに人が来るようなものではないものは、裁判官と例えば代理人だけがいるような手続であれば、もし法廷であればもちろん広いですし、法廷でないときもそんなに狭い部屋ではないので、期日をやっていただいた方が、仮に期日を全て取り消した場合、再開後にすごく事件が固まるとなかなか動きづらくなりますので、少しずつやっていただいた方が助かるかなと思います。

■ ありがとうございます。

○ 先ほど次席書記官の方からお話があった、当日発熱した方がいらっしゃったという事件を担当した際に感じたこととお話します。やはり、そういった発熱しているような方が裁判所にいらっしゃらないようにして、なお

かつ、予防するというのが大前提ではありますが、申立人ではなく相手方だったものですから、来たくて来ているわけではないと、しょうがなくて来ているのというような感情も当事者にはあるようでした。そのような場合、どうやって期日を閉じるか、一応大至急裁判所の職員に何かあったら連絡をするようにと指示をいただいているのですが、実際に集団の待合室に戻すわけにはいかない、そのような状況で個室の中にいて、医者ではないから診断もできないがどうやらあなたの話はおかしいから、裁判所の職員にちょっと今から言ってきますとなかなか言えないという非常に難しい状況が発生すると思います。今、そういったことが裁判所の中で発生していないようなのでいいと思うのですが、今後、本当に発熱してしまった方がたくさん来るとか、そういった状況になった場合には、例えば、あらかじめ裁判所の判断で、当事者の体調によっては早めの時間に期日を終了することがあり得ますとか当事者に対して事前に一言言っていただければ、調停委員の立場としては対応しやすいかなと思いました。

- ありがとうございます。実際に調停委員をしていただいている立場から、現場の切実なお話だと思います。先ほど御説明していませんでしたが、受付に当事者が来た段階で一応体調を確認した上で、ちょっと体調がおかしいなと思った場合には、検温はしております。それからもちろん、途中で、当事者から体調が悪いという話がございましたら、遠慮なく書記官に言っていただいて、それで実際素早く対応して、直ちに調停を打ち切って退庁していただくというところもございますので、そこは情報共有を密にさせていただいてやっていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。時間がなくなって恐縮ですが、最後に皆さんにお聞きしたいのは、今申し上げたように、先の緊急事態宣言の時は、新型コロナがどういうものか分からず、とにかく感染してはいけないということで、特

に調停については、ほとんどの期日を取り消して、裁判所の職員も多くを在宅勤務にしたという状況になっておりますが、今後そういう形でやるべきかどうかということについて、一つ大きな視点として、裁判所、特に家庭裁判所の調停、審判、裁判というのは、いわゆるエッセンシャルワークなのかどうかという視点があるかと思います。皆さんも御承知のとおりエッセンシャルワークというのは、基本的な社会機能を維持するのに不可欠な業種ということで医療、警察、消防、それから公共機関、ロジスティック、それから生活必需品を売る小売ということが一般的に言われているところですが、裁判所の業務がたとえ感染症があっても事件を止めてしまう、あるいは期日をやめることによって社会機能が維持できなくなるという種類のものなのかどうかということが議論の対象になるのかなということです。それ次第では、たとえば緊急事態宣言がまた今後出てもやっぱりやめるべきではないと、あるいは、もちろん事件の中にはやめるべきものと緊急性があるとしてそうじゃないもの、例えば、子の監護に関する事件、要するに子どもを引き渡してくれとかいうようなこととか、それから養育費とか婚姻費用の分担ということで、相手方が養育費とかを出してくれないので生活に困窮しているから早く決めてくれというものもあるかと思います。そういうようなものも含めて、およそ家庭裁判所が行っている事件処理というのが、先ほどお話しさせていただいたエッセンシャルワークとして社会の機能維持に不可欠なものかどうかということについての皆さんの御感想をお伺いしたいと思うのですがいかがでしょうか。是非忌憚のない御意見を伺えればと思います。

- 産婦人科の方で仕事をしていますと、やはり困窮した御家庭とか、それからDV関係とか、今後それこそ家裁に関係してくるような事案が、コロナの先が見えない中でやっぱり出てくると思います。そうすると、女性と

いう弱い立場の者を守るということから考えると、やはり家裁の仕事はエッセンシャルワークだと思いますので、本当に分からなかった時期と違って、今は3密を避けるとか、標準的な予防策をきちんとしていただければ、クラスター化を避けることができるだろうということが分かってきていますので、先ほどの来庁者の体調管理とかそういったことを含めてきちんとしていただければ、私はできればぜひ継続していただきたいというふうに思います。

■ ありがとうございます。ほかの皆様いかがでしょうか。

○ 私共は社会的養護の施設の団体なのですが、我々も児童虐待に関する事案というのがあって、通常は行政とか児童相談所が入って解決するのですが、時として家庭裁判所が入るケースがやはりあります。そういうケースの場合止めるわけにはいかない、一歩間違えると命に関わる可能性がある事案が中にはあったり、子どもの生活とか子どもの権利を守るために、結論を出すのに闇雲に時間を掛けられない状況もあったりするので、事件がすごくたくさんあるわけではないとすれば、ある程度機能は継続していただいた方が子どもの生活や、安全、権利などを守ることが比較的可能なのかなと思います。100%の稼働はிரらないかと思いますが、やはり最低限の稼働はしていただきたいというのが我々の願いです。

■ ありがとうございます。保護司の立場からはいかがでしょう。

○ 委員長のおっしゃるように、世の中がある程度、緊急事態宣言などが万が一この先出て、止まるような動きがあっても、やっぱり止めていけないものと、半分は止めていいもの、全く止めていいものなどいろいろあるか

なと思います。全てが一緒ではないと思います。その中で、やはり全部止めてしまうというのはどうなのかなと思いながら話を聞かせていただきました。

■ ありがとうございます。県でいじめ対策を担当しておられます委員はいかがですか。

○ 県の職員という立場を踏まえてということになりますが、私共なども全校一斉休校から本県全体の小中学校の再開というところまでいろいろな対応をしてきたところでございます。その中で皆さんの御意見とか委員長からのお話をお伺いした際に、やはり選択肢はあるのではないかと、どうしてもやらなくてはいけないもの、どうしてもではないもの、という区分け区分というのがあり得るのではないかなと感じたところがございます。あわせて、私共は文部科学省の管轄という形になりまして、例えば茨城県だけで判断できるものでもないと感じますので、全国的な取扱いが当然必要になってくる部分もあるかと思います。そういったところも踏まえながら、我々も虐待などはどうしてもお願いする部分もあるかと思いますので、そういった部分はエッセンシャルワークとして位置付けていただくということも必要なのではないかと思いました。

■ ありがとうございます。特に調停をやるべきかどうかということについてはいかがでしょうか。

○ 家裁の業務全体をひとくくりにすることはできないと思っていて、皆さんがおっしゃるように、婚姻費用ですとか、相続放棄ですとか緊急性の高いものに関しては続けていかないといけないのかなと思っていまして、調

停に関して言いますと、事案にもよるので一律には言えませんが、単純な離婚だけの調停なのか、婚姻費用も含んでいるのかにもよるかと思います。婚姻費用が払われないと本当に死活問題であり、調停を続けていく必要が高いかと思いますが、そこまでお金に困っていないというところであれば、必要性としては劣るところもあると思うので、一律には言えないかと思いますが、調停を全て止めてしまうということになると、やはり難しいところもあるのかなと思うので、そこは事案によって緊急性の高いものに関しては継続すべきかと思います。調停に関して現在どうなっているのか分からないですけれども、最初と最後双方当事者が同席する方式がとられていることもあります。それに関しては柔軟に解釈して、できるだけ部屋に入れる人を少なくする、代理人も二人で来ることも多いですけれども、一人で済むのであれば一人にするとか人数制限をするなどして、工夫をして続けていけるものは続けていくというのが良いのではないかなと思います。

■ ありがとうございます。それでは調停委員をされている委員としてはいかがですか。

○ 継続せざるを得ない案件やしなくてはいけないような案件は確かにあります。ところで、お願いなのですが、電話会議については、電話ではすごくやりにくいです。実は、声も聞きづらいし、又、例えば代理人が付いている場合、ほとんど代理人しかお話しなさっていないくて御本人の顔色は分からないということもあります。是非、予算もないとは思いますが、テレビ電話の導入をお願いしたいということは、調停委員も皆言っております。よろしく願いいたします。

■ 調停という性質上、なかなか顔が見えない中でやるというのは難しいと

ということでしょうかね。ありがとうございます。最後に、実際家庭裁判所として取り組んでいる取組と今後の取組について、裁判官委員の方から御説明させていただきます。

- 今のお話の中で、やはり一律全て取り消すというのはなかなか社会の理解を得られないという中で、いかに業務を続けながら、かつ感染を防止するかという対策を採っております。具体的に申しますと、まず調停のやり方というところでございますが、電話会議等を多くやるということ、それからやはり密を避けるということで1回当たりの調停の時間をいかに効率的に進めていくか、時間を短くするかということについて今知恵を絞っております。その関係で調停の回数を少なくしていく、そもそも効率的に調停を進めることによって密状態を減らしていくということと、調停のやり方自体を根本的に改めることによって3密の状態を避けるという対策を採って、とにかく調停をやらないという形ではなく、どうやったら調停をやりながら感染を減らしていけるかということに頭を絞っております。また、やはり緊急事態宣言が出ますと、当然のことながら期日のある程度取り消さざるを得ないところもあり、そうしますと再開をする時にもう一度調整しなければいけないというなかなか難しい問題がございますので、期日をあらかじめ複数回指定することによって再開をするときに新たな調整が必要にならないようにしようというような態勢、また、我々の方も、ある意味で言うと裁判官一人に感染が発生してしまうとクラスターになってしまうので、それをいわば交代制にするという形にして全ての機能が止まらないように、職員等も、いわば先ほどのスプリット制のようなものに似たようなものも考えております。そのような形で、今、次回同じような事態が起こったときの対策を鋭意検討を進めているところでござ

います。

- ありがとうございます。皆様から非常に有益な意見をたくさんいただいております。今頂いた意見を基にして、これからまた裁判所がどういった形で対策を採るかということを考えていきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

以 上